

第13回 植草学園大学同窓会総会

令和6年5月25日（土） 10：00～

場所：植草学園大学 キャリア支援室

1、開会の言葉

2、役員任命・承認

3、会長挨拶

4、議長選出

5、議事

(1) 令和5年度事業報告・決算報告

(2) 令和6年度事業計画・予算案

(3) その他

- ・植草学園大学同窓会マスコットキャラクター使用取扱要項の施行について
- ・植草学園大学同窓会マスコットキャラクター着ぐるみ使用取扱要項の施行について

6、閉会の言葉

令和5年度 事業報告

1 同窓会総会

令和5年8月5日（土）第12回植草学園大学同窓会総会

2 役員会議

令和5年 8月 5日（土）第1回役員会議（大学同窓会総会）

11月 11日（土）第2回役員会議（卒業生の集い）

3 懇親会「卒業生の集い」

令和5年 11月 11日（土）緑栄祭1日目にて懇親会

※緑栄祭出店のため中止

4 発達教育学部 卒後研修会・懇親会

令和5年 6月 11日（土）

5 保健医療学部 卒後研修会・懇親会

令和6年 3月開催

※中止

6 さくら会企画

令和5年 6月～さくら会企画準備

11月11日（土）緑栄祭にてさくら会企画開催

7 さくら会会報（第12号）

令和5年 6月～さくら会会報作成準備

令和6年 4月～さくら会会報発送

8 卒業式記念品寄贈

令和6年3月18日（月）

記念花

令和5年度植草学園大学同窓会 決算書(案)

収入総額 8,392,981 円
 支出総額 1,239,465 円
 差引総額 7,153,516 円

〈収入の部〉

(単価:円)

科目	予算	決算	差異	備考
1. 会費	1,490,000	1,490,000	0	@10,000×149名(発達120名、保健29名)
2. 繰越金	6,902,849	6,902,849	0	
3. 雑収入	0	132	132	利息
合計	8,392,849	8,392,981	132	

〈支出の部〉


(単価:円)


科目	予算	決算	差異	備考
1. 製本印刷費	100,000	62,304	37,696	さくら会会報印刷費等
2. 通信費	150,000	2,448	147,552	発送メール便
3. 会議費	100,000	22,640	77,360	お弁当・お茶代等
4. 旅費交通費	200,000	6,000	194,000	同窓会運営旅費交通費
5. 消耗品費	60,000	3,953	56,047	コピー用紙代、手数料
6. 委託報酬手数料	200,000	259,960	△ 59,960	会報発送委託報酬費
7. さくら会会費	150,000	150,000	0	令和5年度会費
8. 予備費	5,522,849	2,970	5,519,879	お礼品、うえたろ備品、振込手数料
9. 雑費	10,000	440	9,560	残高証明書発行手数料等
10. 行事費	1,000,000	144,635	855,365	研修会費、緑栄祭費
11. 卒後研修会費	400,000	84,115	315,885	卒後研修会(発達200,000円保健200,000円)
12. 積立金	500,000	500,000	0	講演会等積立
合計	8,392,849	1,239,465	7,153,384	

令和5年度の会計帳簿及び書類を監査した結果、妥当かつ適正であることを認めます。

令和 6 年 5 月 25 日

植草学園 大学同窓会監事

高木 仁美 

内藤 恵里 

令和6年度 事業計画~~(案)~~

1 同窓会総会

令和6年5月25日(土) 第13回植草学園大学同窓会総会

2 役員会議

令和6年 5月 25日(土) 第1回役員会議 (大学同窓会総会)

11月 9日(土) 第2回役員会議 (緑栄祭)

3 緑栄祭出店・懇親会「卒業生の集い」

令和6年 11月 9日(土) 緑栄祭1日目にて緑栄祭出店・懇親会

4 発達教育学部 卒後研修会・懇親会

令和6年 6月23日(日) 予定

5 保健医療学部 卒後研修会・懇親会

令和7年 3月開催予定 ※未定、検討中

6 さくら会企画

令和6年 6月～さくら会企画準備

11月9日(土) 緑栄祭にてさくら会企画開催

7 さくら会会報(第13号)

令和5年 6月～さくら会会報作成準備

令和6年 4月～さくら会会報発送

8 大学同窓会設立約10周年記念行事

日程未定、検討中

9 卒業式記念品寄贈

令和7年3月18日(月)

記念花

令和6年度植草学園大学同窓会 予算書(案)

収入総額	8,903,516 円
支出総額	8,903,516 円
差引総額	0 円

〈収入の部〉

(単価:円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	差異	備 考
1. 会費	1,750,000	1,490,000	260,000	@10,000×175名(発達113名、保健62名)
2. 繰越金	7,153,516	6,902,849	250,667	
3. 雑収入		0	0	
合 計	8,903,516	8,392,849	510,667	

〈支出の部〉

(単価:円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	差異	備 考
1. 製本印刷費	100,000	100,000	0	さくら会会報印刷費等
2. 通信費	150,000	150,000	0	発送メール便・はがき代等
3. 会議費	100,000	100,000	0	お弁当・お茶代等
4. 旅費交通費	200,000	200,000	0	同窓会運営旅費交通費
5. 消耗品費	60,000	60,000	0	コピー用紙代、手数料
6. 委託報酬手数料	300,000	200,000	100,000	会報発送委託報酬費
7. さくら会会費	150,000	150,000	0	令和6年度会費
8. 予備費	5,933,516	5,522,849	410,667	卒業式お花代、お礼品、うえたろ備品、振込手数料等
9. 雑費	10,000	10,000	0	残高証明書発行手数料等
10. 行事費	1,000,000	1,000,000	0	研修会費、緑栄祭費、 約10周年記念行事
11. 卒後研修会費	400,000	400,000	0	卒後研修会(発達200,000円保健200,000円)
12. 積立金	500,000	500,000	0	講演会等積立
合 計	8,903,516	8,392,849	510,667	

植草学園大学同窓会マスコットキャラクター使用取扱要項

令和6年5月23日
植草学園大学同窓会裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、植草学園大学同窓会(以下「大学同窓会」という。)マスコットキャラクター(以下「キャラクター」という。)の取扱いについて、必要な事項を定める。

(キャラクター)

第2条 キャラクターの基本原型は、別図のとおりとする。

2 キャラクターの名称は、「うえたろ」とする。

(使用の許可)

第3条 キャラクターを使用する場合は、植草学園大学同窓会マスコットキャラクター使用願(様式第1号)を大学同窓会に提出し、その許可を得なければならない。

2 大学同窓会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を許可するものとする。

- (1) 大学同窓会及びキャラクターの公共性、中立性又はその品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認めるとき。
- (2) 第4に規定する使用上の遵守事項が守られないおそれがあると認めるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認めるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体等を支持し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他大学同窓会が使用について不適切であると認めるとき。

(使用上の遵守事項)

第4条 キャラクターの使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的のみに使用すること。
- (2) 使用者は、キャラクターの使用に関する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 原則として、物品等には「植草学園大学同窓会マスコットキャラクター「うえたろ」」の表記を付すること。
- (4) 許可後、速やかに物品等の完成品の提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) その他、使用の許可に当たって大学同窓会の指示する条件に従うこと。

(使用許可内容の変更)

第5条 使用者が、許可された内容について変更しようとするときは、植草学園大学同窓会マスコットキャラクター使用願(様式1)を大学同窓会に提出し、改めて許可を得なければならない。

- 2 変更の許可に当たっては、第3第2項の規定を準用する。

(使用許可取消し等)

第6条 大学同窓会は、第3第2項のいずれかに該当すると認めた場合は、キャラクターの使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができるものとする。

(画像の改変)

第7条 キャラクター画像の改変(ポーズや配色等)を行う場合は、植草学園大学同窓会マスコットキャラクター改変使用願(様式2)に改変画像案を添えて大学同窓会に提出し、許可を得るものとする。

- 2 前項の改変に当たっては、キャラクターのイメージを損なわず、かつ、縦横比を変えないものとする。
- 3 第1項の改変の許可に当たっては、第3第2項の規定を準用する。
- 4 過去に第1項から第3項により許可を得られた改変画像の使用許可は第3の手続きによる。

(使用料)

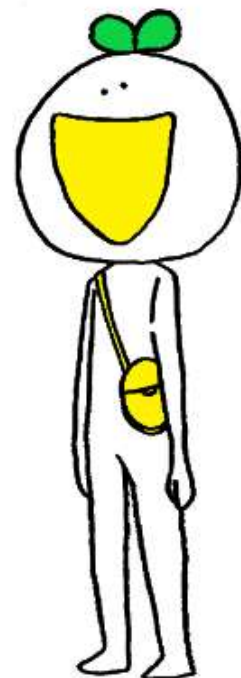
第8条 キャラクターの使用料は、無料とする。

附 則

この要項は、令和6年5月25日から施行する。

(令和6年5月25日植草学園大学同窓会総会承認)

別図



植草学園大学同窓会マスコットキャラクター使用願

申請日 年 月 日

植草学園大学同窓会殿

(申請者)

氏 名 印

住 所 〒

電話番号

メールアドレス

申請者区分 卒業生・在学生・教員・事務局・その他

下記のとおり、植草学園大学同窓会マスコットキャラクターを使用したいので申請します。
なお、使用に際しては、植草学園大学同窓会マスコットキャラクター使用取扱要項を遵守するとともに、別記に留意することとし、キャラクターの使用許可、取消し及び停止並びに許可された変更内容に関して、万一当方若しくは第三者に損害が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合においても当方で処理し、植草学園大学同窓会に賠償の請求等は一切行いません。

記

1. 使用対象物

2. 使用目的

3. 使用方法

4. 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5. 個数があるものについては使用個数

6. 販売予定価格 有償（ 円） ・ 無償

7. 添付書類（見本・企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）使用の概要が分かる資料を添付すること。

提出先：植草学園大学同窓会
uetaro.tarotaro@gmail.com

使用許可	確認(大学同窓会役員)

植草学園大学同窓会マスコットキャラクター使用変更申請書

申請日 年 月 日

植草学園大学同窓会殿

(申請者)

氏 名 印

住 所 〒

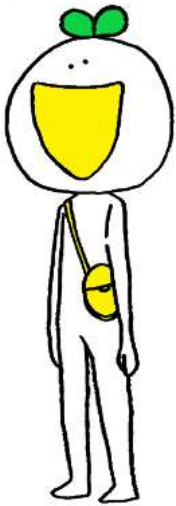
電話番号

メールアドレス

申請者区分 卒業生・在学生・教員・事務局・その他

年 月 日付けで許可を受けた植草学園大学同窓会マスコットキャラクターの使用(変更)について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

変更理由		
変更内容	変更前	変更後
		

提出先：植草学園大学同窓会
uetaro.tarotaro@gmail.com

変更許可	確認(大学同窓会役員)

植草学園大学同窓会マスコットキャラクター着ぐるみ使用取扱要項

令和6年5月25日
植草学園大学同窓会裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、植草学園大学同窓会（以下「大学同窓会」という）マスコットキャラクター「うえたろ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(管理)

第2条 着ぐるみの管理は、大学同窓会役員が行う。

(使用承認申請)

第3条 着ぐるみを使用する者は、あらかじめ、着ぐるみ使用申込書（様式第1号）に必要な書類を添付して大学同窓会に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の申込書は、貸出日3月前から貸出日3日前までの期間に提出しなければならない。ただし、大学同窓会が特別の事情があると認めたときはこの限りではない。

(貸与の許可)

第4条 着ぐるみを使用できるのは、次の範囲内とする。

- (1) 植草学園大学同窓会及び学校法人植草学園のPR活動に関する事業。
- (2) コミュニティの活性化を目的とした地域のまつり等。
- (3) その他、大学同窓会が認めた場合。

- 2 大学同窓会は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可する。

- (1) 大学同窓会及び植草学園の信用又は品位を害するものと認めたとき
- (2) 正しい使用方法に従って使用されないと認めたとき
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認めたとき
- (4) 公序良俗に反するものと認めたとき
- (5) その他承諾することを大学同窓会が不相当と認めたとき

(使用上の遵守事項)

第5条 被許可者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間は最大1週間を遵守すること。使用後は3日以内に返却すること。
- (3) 着ぐるみ返却後、着ぐるみ使用報告書（様式第2号）に写真を添付し、提出すること。写

真は大学同窓会の SNS や同窓会広報誌等への使用を許可すること。

(4) その他、大学同窓会が特に付した条件に従って使用すること。

(貸与許可取消し等)

第6条 被許可者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要項に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、被許可者に損害が生じてても、大学同窓会はその責を負わない。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみを汚損した場合は、被許可者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項に関わらず、大学同窓会が、着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、被許可者はこれに従わなければならない。

(許可者の責任)

第8条 着ぐるみの使用により、被許可者が被った被害に対しては、大学同窓会は一切その責めを負わない。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は大学同窓会が別に定める。

附則

この要項は、令和6年5月25日より施行する。

(令和6年5月25日植草学園大学同窓会総会承認)

植草学園大学同窓会マスコットキャラクター「うえたろ」着ぐるみの使用に関する注意事項

植草学園大学同窓会が管理・保管する植草学園大学同窓会マスコットキャラクター「うえたろ」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用されるかたは、下記のことにご注意してください。

1 使用上の注意事項

- (1) 雨天時は、屋外では使用しないこと。水気に近づけないこと。
- (2) 引火しやすいため、火気に近づけないこと。
- (3) 大切に扱うこと。また、着ぐるみの改造は認めません。（破損、汚損等した場合、弁償してもらう場合があります。）
- (4) 着ぐるみ1体に付き、補助者が必ず1名以上付くこと。
- (5) 着ぐるみ内は高温、酸素不足等になるため、15分以上の着用は避け随時着用者のケアを行うこと。
- (6) 着ぐるみの搬出入は、申請者の責任において行うこと。

2 マスコットキャラクターとしての遵守事項

- (1) 着ぐるみ着用時は、声は絶対に出さず、ジェスチャーで会話をしてください。補助者は着ぐるみの心情を読み取り、会話や動きの手助けをしてください。
- (2) 着ぐるみ着用時は、激しい動き、危険な動きはしないでください。
- (3) 着ぐるみ着用時は、だらしない歩き方や動きは避け、かわいらしい動きを心がけてください。
- (4) 着ぐるみ着用時は、肌見せしないよう、白のタートルネック、白のハイソックスをインナーとして必ず準備してください。
- (5) 着ぐるみ着用時は、子どもに首を狙われたり、頭をたたかれたりしますが、決して怒らず追いかけたりしないでください。
- (6) 着ぐるみ着用時は、一人行動はせず、必ず補助者の側で行動してください。
- (7) 着ぐるみ着用時は、太陽の方向を見ないでください。何も見えなくなります。
- (8) 公衆の面前での着脱は絶対にしないでください。

3 着用する者の条件

- (1) 中学生以上（18歳未満は必ず保護者または責任者の同意を得ること）
- (2) 身長155～170センチ程度（着ぐるみの服のサイズに制限があります）

4 その他

- (1) 貸し出し期間が重複する場合は、希望に沿えない場合があります。
- (2) 着ぐるみで事故等があった場合、申請者の責任とします。

貸出用「うえたろ」基本スタイル

帽子や羽織等、装飾品を付け足しても構いませんが、キャラクターのイメージを壊すような装飾品は避けてください。頭は塗装が剥がれる可能性があるため、貼付用の装飾品は避けてください。

〈 頭 〉

新聞紙と段ボールでできています

空気口はありますが小さいです

口の黄色い部分から見えます(太陽の方向をみると何も見えなくなります)

〈 首 〉

子どもに狙われます

肌見えしないよう白いタートルネックを
ご自分で準備してください

〈 胴体 〉

フリースで作られています

Sサイズ(前開き)とLサイズ(後開き)の
2種類があります

〈 手 〉

白い5本指手袋と
冬用のミトン手袋があります

〈 ポシェット 〉

黄色の斜めがけポシェットです
中に折り紙の工作や名刺を入れて活用します

〈 くつ 〉

クロックスを布で包み
防水用のシューズカバーをつけてあります

〈 くつした 〉

白のハイソックスをご自分で準備してください



植草学園大学同窓会マスコットキャラクター着ぐるみ使用申込書

申請日 年 月 日

植草学園大学同窓会殿

（申請者）

氏 名

住 所 〒

電話番号

メールアドレス

申請者区分 卒業生・在学生・教員・事務局・その他

下記のとおり、植草学園大学同窓会マスコットキャラクターの着ぐるみを使用したいので申請します。

なお、使用に際しては、植草学園大学同窓会マスコットキャラクター着ぐるみ使用取扱要項を遵守するとともに、別記に留意することとし、着ぐるみの使用許可、取消し及び停止に関して、万一当方若しくは第三者に損害が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合においても当方で処理し、植草学園大学同窓会に賠償の請求等は一切行いません。

記

1. 使用目的

2. 使用場所

3. 使用期間 年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）

4. 借用希望日 年 月 日（ ） 時頃

5. 返却予定日 年 月 日（ ） 時頃

6. 添付書類（企画書など使用の概要が分かる資料を添付すること）

提出先：植草学園大学同窓会
uetaro.tarotaro@gmail.com

使用許可	確認(大学同窓会役員)

植草学園大学同窓会マスコットキャラクター着ぐるみ使用報告書

報告日 年 月 日

植草学園大学同窓会殿

（報告者）

氏 名

住 所 〒

電話番号

メールアドレス

申請者区分

卒業生・在学生・教員・事務局・その他

年 月 日付けで許可を受けた植草学園大学同窓会マスコットキャラクター着ぐるみの使用について下記のとおり報告します。

記

1. 使用目的

2. 使用場所

3. 使用期間 年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）

4. 借用日 年 月 日（ ）

5. 返却日 年 月 日（ ）

6. 添付書類（写真など使用したことが分かる資料を添付すること）

提出先：植草学園大学同窓会
uetaro.tarotaro@gmail.com

報告提出	確認(大学同窓会役員)